

山本大臣閣議後会見

平成25年6月18日

科学技術イノベーション総合戦略 ～ 新次元日本創造への挑戦 ～ 平成25年6月7日閣議決定



【第112回総合科学技術会議 総理御発言要旨（抄）】

研究開発法人の制度の見直しは、研究開発の現場の目線に
立って、関係府省が連携し早急に検討

INNOVATE

OR

DIE

これからが実行の正念場！

研究開発法人

世界最高水準の
新たな制度を創設

新たな研究開発法人制度検討の方向性

「世界で最もイノベーションに適した国」を実現するために抜本的に機能強化。

研究開発の特性（**長期性、不確実性、予見不可能性及び専門性**）等を十分に踏まえ、研究開発成果を最大化。



新たな研究開発法人制度が目指すべき姿

人材

頭脳獲得競争に勝ち残るためにトップレベルの研究者等の処遇を大幅に改善

- ・国際競争力の高い人材の確保

インフラ

世界最高水準の成果を産み出すための研究設備の迅速な整備

- ・国際的な競争環境にある研究の実態に合わせた柔軟な調達

新たな研究開発法人制度が目指すべき姿

研究開発資金

情勢の変化に応じた機動的な研究開発の推進

- ・イノベーションを促進するための自己収入の扱い、経営努力認定基準の見直し
- ・中期目標期間を超える予算の繰越しの柔軟化
- ・効率化目標の在り方を見直し

研究開発期間

研究開発の長期性を踏まえた目標期間の設定

- ・中期目標期間の長期化

新たな研究開発法人制度が目指すべき姿

ガバナンス

国際水準を踏まえた、高い専門性に裏付けられた研究成果の適切な評価の実施（ノーベル賞級の委員の参画による質の向上を促す評価への転換）

- ・国際水準を踏まえた評価指針の下での研究開発成果の適切な評価の導入

国の科学技術戦略に沿った業務運営の確保

- ・主務大臣による国益を最大化するための即応体制の整備

今後の対応

新たな研究開発法人制度が目指すべき姿や具体的な対応方針等について、総合科学技術会議の下で議論をスタート。

その際、研究開発の現場の目線に立って、文科省を始めとする関係府省と連携し早急に検討。

文科省を始めとする関係府省
と連携し、早急に検討。



科学技術イノベーション総合戦略～新次元日本創造への挑戦～（抄）

平成25年6月7日閣議決定

第3章 科学技術イノベーションに適した環境創出

（中略）

3．重点的取組

（中略）

（2）大学・研究開発法人を国際的なイノベーションハブとして強化

（中略）

主な施策

（中略）

- ・研究開発法人について、関係府省が一体となって、独立行政法人全体の制度・組織の見直しを踏まえつつ、効率的運用の達成や国民への説明責任を大前提として、研究開発成果の最大化（ミッションの達成）を第一目的とすること、研究開発法人を、国家戦略に基づき、大学や企業では取り組みにくい課題に取り組む研究機関であることを制度的に明確に位置づけること、国際競争力の高い人材の確保の必要性、国際水準を踏まえた評価指針の下での専門的評価の実施、主務大臣の下に研究開発に関する審議会の設置（外国人任命も可能）、中期目標期間の長期化、研究開発の特性を踏まえた制度運用の在り方、を法的に担保し、給与水準の見直し、業務運営の効率化目標の在り方の見直し、調達方法の改善、自己収入の扱いの見直し、予算繰り越しの柔軟化等が実現される仕組みとすること、を内容とする**世界最高水準の新たな制度を創設**

【文部科学省、内閣府、内閣官房】

- ・現行制度においても、運用上、改善が可能なものについて早急に見直し

【文部科学省、内閣府、内閣官房】

日本再興戦略 - JAPAN is BACK - (抄)

(平成25年6月14日閣議決定)

一．日本産業再興プラン ～ヒト、モノ、カネを活性化する～

(中略)

3．科学技術イノベーション

(中略)

研究開発法人の機能強化

成長戦略の実現に資する研究開発を集中的かつ効果的に推進するため、研究開発法人に対する業務運営の効率化目標の在り方を見直し、研究開発内容や評価を踏まえたメリハリある予算を実現するなど研究開発法人の機能強化を図る。

世界最高水準の新たな研究開発法人制度の創設

- ・研究開発法人については、関係府省が一体となって、独立行政法人全体の制度・組織の見直しを踏まえつつ、研究開発の特性（長期性、不確実性、予見不可能性及び専門性）を踏まえた**世界最高水準の法人運営を可能とする新たな制度を創設する**（次期通常国会に法案提出を目指す）。

具体的な改善事項への対応

- ・**法的措置が必要なものと運用によって十分に改善が可能なものを早急にしゅん別**し、給与、調達、自己収入の扱い、中期目標期間を越えた繰越等の改善が必要な事項に関し、現行制度においても、運用上改善が可能なものについては速やかに対応を図る。特に、外部資金を積極的に活用するインセンティブを与えるため、自己収入（寄附金収入分等）を確保した分運営費交付金が削減される仕組みは直ちに見直す。

経済財政運営と改革の基本方針について(抄)

(平成25年6月14日閣議決定)

第2章 強い日本、強い経済、豊かで安全・安心な生活の実現

(中略)

1. 「日本再興戦略」の基本設計

(1) 生産性の向上を生む科学技術イノベーションなどの基盤強化(日本産業再興プラン) 科学技術イノベーションの促進等

(中略)

研究開発法人については、関係府省が一体となって、独立行政法人全体の制度・組織の見直しを踏まえつつ、研究開発の特性を踏まえた**世界最高水準の法人運営を可能とする新たな制度を創設する。**

6. 強い経済、豊かな生活を支える公的部門の改革

(1) 行政改革等の推進

(特別会計改革、独立行政法人改革)

(中略)

- 独立行政法人改革については、行政改革推進会議における中間的整理を踏まえ、**各法人の共通の規律を前提としつつ**、各法人の事務・事業の特性を踏まえた制度を構築し、各法人に期待される政策実施機能を高めるべく、平成27年4月からの改革実施を目指して、必要な法制上の措置を早期に講ずるものとする。

【参考】

「各法人の共通の規律を前提としつつ」の解釈に関する事務局間のやり取り (内閣府科技部局の問い合わせに対する行革推進本部事務局からの回答)

- 1 . 本表現は、独立行政法人制度における一般論・原則論を述べたものであり、独立行政法人について共通の規律を前提とするのは当然である。
- 2 . 研究開発法人も含めた個別法人の在り方については、今後の検討結果によっては、民営化、特殊会社化、国戻し等といった独立行政法人以外の組織になることも考えられ、こうした取扱いとなる法人については、独立行政法人通則法に基づく共通の規律が課せられるわけではない。